

令和3年度（2021年度）

退職前後の 年金・医療保険ガイド



公立学校共済組合滋賀支部

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県教育委員会事務局教職員課健康福利室内

[経 理] TEL: 077 - 528 - 4552

[年 金] TEL: 077 - 528 - 4553

[資格・給付] TEL: 077 - 528 - 4554

[保健・貸付] TEL: 077 - 528 - 4555

FAX : 077-528-4952

HP : <https://www.kouritu.or.jp/shiga/>



目次

第1章 年金制度

1 公的年金制度の概要.....	- 1 -
2 被保険者の種別.....	- 1 -
3 ワンストップサービス.....	- 2 -
4 組合員期間.....	- 2 -
5 年金額の改定（マクロ経済スライド）.....	- 3 -
6 ねんきん定期便.....	- 4 -
7 年金給付のしくみ.....	- 5 -
8 請求と定期支給日.....	- 5 -
9 老齢給付.....	- 6 -
10 障害給付.....	- 12 -
11 遺族給付.....	- 16 -
12 在職支給停止.....	- 20 -
13 繰上げ支給.....	- 22 -
14 繰下げ支給.....	- 23 -
15 併給調整.....	- 23 -
16 雇用保険との調整.....	- 24 -
17 年金分割.....	- 25 -
18 給付制限.....	- 26 -
19 年金と所得税.....	- 26 -

第2章 医療保険制度

1 退職後の医療保険制度.....	- 27 -
2 任意継続組合員制度の概要.....	- 28 -
3 資格取得.....	- 28 -
4 資格喪失.....	- 28 -
5 掛金.....	- 28 -
6 被扶養者の認定.....	- 29 -
7 加入時・加入後の手続き.....	- 30 -
8 資格喪失後の給付.....	- 31 -

問い合わせ先.....	- 32 -
-------------	--------

第1章 年金制度

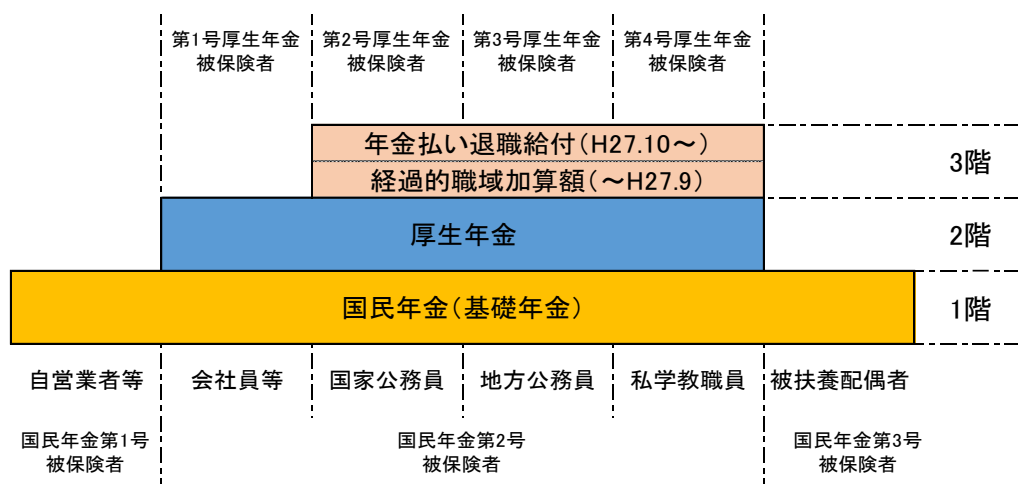
1 公的年金制度の概要

公的年金制度とは老齢、障害および死亡による経済的損失を補うことを目的とする年金制度のうち、私的年金とは異なり、制度が国の法律により定められ、その加入が義務付けられている年金制度のことです。

現在の公的年金制度は日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全国民が加入する「国民年金」を1階部分とし、会社員や公務員（厚生年金被保険者）が加入する「厚生年金」を2階部分、公務員が独自に加入する「年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）」を3階部分として構成されています。

「年金払い退職給付」制度は平成27年10月1日の被用者年金一元化法の施行に伴い、新たに創設されています。

なお、平成27年9月までの組合員期間がある方には、経過措置として職域年金相当部分の年金が「経過的職域加算額」として支給されます。



2 被保険者の種別

(1) 国民年金の被保険者

20歳以上60歳未満の方はいずれかになります。

被保険者区分	被保険者
第1号被保険者	自営業、学生、無職等
第2号被保険者	厚生年金被保険者
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者

国民年金第3号被保険者として加入されている方の配偶者（第2号被保険者）が65歳に到達した場合、第3号被保険者から第1号被保険者へ切り替える必要があります。

(2) 厚生年金保険の被保険者

厚生年金は4つの種別に分けられます。

被保険者区分	実施機関	被保険者
第1号厚生年金被保険者	日本年金機構	会社員等
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済	国家公務員
第3号厚生年金被保険者	公立学校共済 地方職員共済 市町村職員共済 警察共済	地方公務員
第4号厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校の教職員

(3) 退職後の国民年金制度への加入

20歳以上60歳未満の者はすべて、国民年金に加入しなければなりません。退職後、厚生年金の被保険者にならない場合、以下の者は国民年金の第1号または第3号被保険者として加入する必要があります。

- ・60歳未満で退職した者
- ・退職者の被扶養配偶者で、かつ60歳未満の者

厚生年金被保険者の被扶養配偶者となる場合は、配偶者の勤務先で、そうでない場合は、市町村の国民年金担当窓口で必ず手続きを行ってください。

3 ワンストップサービス

被用者年金一元化前は公立学校共済組合の加入期間の他に私学共済や民間企業での勤務歴がある場合、それぞれの窓口で手続きする必要がありました。

被用者年金一元化後は手続きの一部について1つの窓口で手続きができるワンストップサービスが実施されています。

具体的には厚生年金に関する一般的な制度の照会等の年金相談、老齢厚生年金等の請求書の受付が該当します。

ただし、年金受給権発生後も組合員として在職されている場合の65歳到達時の手続きおよび退職時の改定手続きはワンストップサービスの対象外です。

また、障害厚生年金の請求は初診日において加入している実施機関が受け付けることとなります。

4 組合員期間

組合員期間は組合員資格を取得した日の属する月から、資格を喪失した日の属する月の前月までの年月数となります。

組合員期間には以下の期間を含みます。

- ①休職または停職
- ②職員団体または労働組合の事務に専従するための休職
- ③大学院就学休業
- ④自己啓発等休業
- ⑤配偶者同行休業
- ⑥外国の地方公共団体の機関等への派遣
- ⑦育児休業（短時間勤務者含む。）
- ⑧派遣法第2条第1項の規定により公益法人等への派遣

◆参考（臨時講師の資格の取扱い）

公立学校共済組合滋賀支部では令和元年度までの間に滋賀県の臨時講師、非常勤職員として勤務する者に組合員資格を付与したことはありません。（令和2年4月からは組合員）

ただし、臨時講師については次のとおり厚生年金が適用されています。

【滋賀県臨時講師の適用経過】

昭和62年4月～ 年間臨時講師に適用

昭和63年4月～ 6か月の臨時講師にも適用

平成元年4月～ 2か月以上の任用の臨時講師にも適用

令和2年4月～ すべての臨時講師が公立学校共済組合の組合員

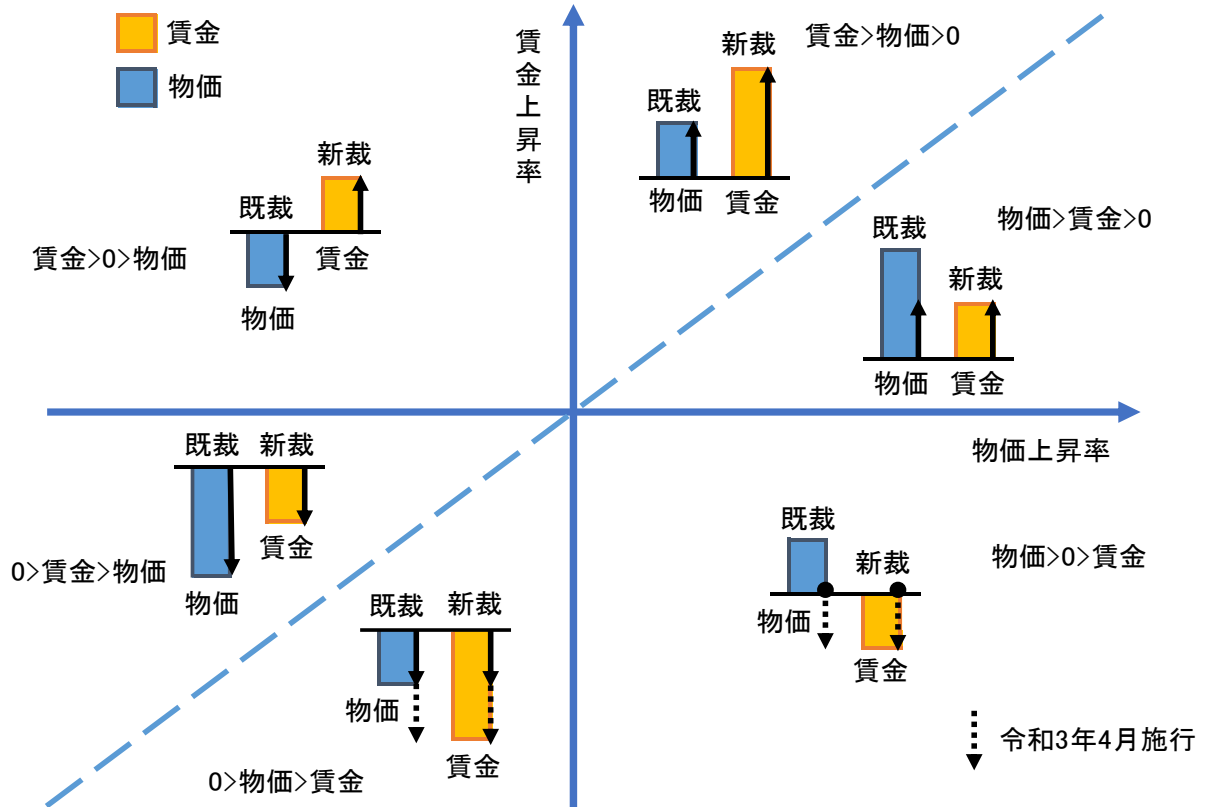
5 年金額の改定（マクロ経済スライド）

現在の公的年金は従来からの賃金や物価の変動に加え、年金制度を支える公的年金被保険者数の減少率、平均余命の伸びに応じて年金額を改定する「マクロ経済スライド」が平成16年10月から導入されています。

（1）年金額の改定（スライド）ルール

新規裁定者（68歳未満）は賃金変動、既裁定者（68歳以上）は物価変動をベースに改定します。

なお、令和3年4月から現役世代の負担能力が低下（賃金が低下）しているときは賃金変動に合わせて改定することに見直されました。



（2）マクロ経済スライドによる調整ルール

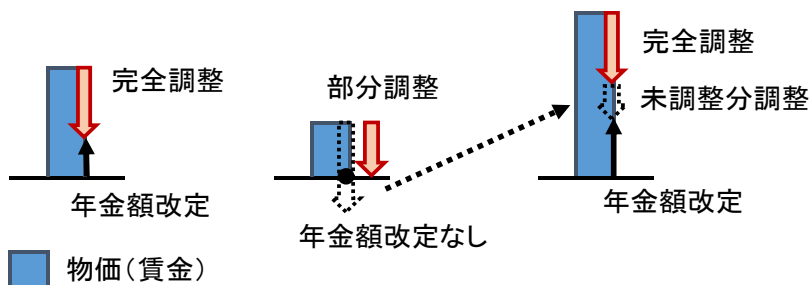
賃金や物価の上昇がそのまま年金額に反映されるのではなく、物価や賃金が増加したときはスライド調整率を差し引き、上昇率が小さいときは部分調整や調整を行って未調整分を持ち越すしくみとし、上昇率が大きいときに未調整分をまとめて調整（キャリーオーバー）します。

$$\text{スライド調整率} = \text{公的年金被保険者数の変動率} \times \text{平均余命の伸び率}$$

景気拡大期

景気後退期

景気回復期



6 ねんきん定期便

国民年金・厚生年金に加入している方には毎年誕生月の末頃に自宅にねんきん定期便が送付されます。ねんきん定期便は加入中の実施機関（または最後に加入していた実施機関）からこれまでのすべての記録をまとめて通知します。

退職後、国民年金に加入された場合は日本年金機構から送付されます。

なお、60歳以上でかつ直近14月間に公的年金制度の加入期間がない者には送付されません。

(1) ねんきん定期便送付内容

① 送付形式

節目年齢（35歳、45歳、59歳）の者 → 封書形式

節目年齢以外の者 → はがき形式

② 対象となる記録

誕生月の4か月前までの年金加入記録および給料記録

③ 年金見込額

<50歳未満>

これまでの加入実績を基に誕生月時点の見込額を表示

<50歳以上>

現在の加入を60歳まで継続したとして受給開始年齢時点の見込額を表示

（ただし、加入が300月以上ない場合は年金見込額を表示しません。）

※ 60歳以上の者の取り扱い

厚生年金の被保険者である間は、50歳以上の者と同様に送付されます。

（ただし、老齢厚生年金の受給権を有している場合は年金見込額を表示しません。）

◆参考（ねんきん定期便（50歳以上かつ節目年齢でない者あて））

料金後納
郵便

親展

大切なお知らせ

ねんきん定期便です

問い合わせ先

公立学校共済組合

〒101-0002 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
<https://www.kourituu.or.jp/>
 電話 03-5259-1122
 受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
 午前9時から午後5時30分まで

※郵便の届くまでお待ちください。届かない場合は、お近くの郵便局にお問い合わせください。
 ※郵便によるご相談の内容は、正確にお知らせするため録音させていただきます。
 両面を、ゆっくりとがして、ご覧ください。
 （水に濡れている場合は、よく乾かしてからがしてください。）

基礎年金番号 私立共済の加入者番号 ※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)	国民年金計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	月	月	月
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金		公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私立共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険計	月	月
月	月	月	月	月	月	月

①「第1号被保険者（未納月数を除く）」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以後の国民年金保険料の納付期間の月数も含めて表示しています。
 ②(d)欄には、「国民年金の在籍加入期間のうち保険料を納めていない期間（在籍加入未納期間）」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
 この在籍加入未納期間の月数は年単位で、年金を請求することに事象による単位が中心です。

2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

受給開始年齢	歳～			歳～
	特別支給の老齢厚生年金		特別支給の老齢厚生年金	老齢基礎年金
(1) 国民年金				円
(2) 厚生年金保険				円
一般厚生年金期間	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	円	特別支給の老齢厚生年金 (標準的定額部分)	円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	円	特別支給の老齢厚生年金 (標準的定額部分)	円
私立共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	円	特別支給の老齢厚生年金 (標準的定額部分)	円
(1)と(2)の合計				円

①老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮し、60歳を過ぎて加入している場合は加入実績に応じて計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。
 ②特別支給の老齢厚生年金は、現在加入している場合、既に老齢年金を決定している場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。一般厚生年金期間は最近の年金事務所に入会した日です。
 ③公務員厚生年金期間は、公務員共済組合、私立共済厚生年金期間には、私立学校共済組合、共済連合会、共済連合会に入会した日です。
 ④平成27年7月までの加入期間に、この加算額を「特別支給の老齢厚生年金」に含みます。老齢年金の計算方法は、老齢年金に統一されたため、特別年金一元化後の期間（平成27年10月以降）については「報酬比例部分」が廃止されました。特別年金一元化後の期間（平成27年10月以降）については「標準的定額部分」が廃止されました。特別年金一元化後の期間（平成27年10月以降）については「標準的定額部分」が廃止されました。
 ⑤上記のほか、この「ねんきん定期便」の表示内容については、当共済組合のホームページをご覧ください。

7 年金給付のしくみ

公的年金は大きく分けて3種類（老齢、障害、遺族）の給付があり、給付事由が生じた場合に支給されます。

なお、それぞれの給付事由において3階建てのしくみとなり、条件を満たす場合にそれぞれ支給されます。

(1) 給付区分

給付区分	名称	給付発生事由
老齢給付	老齢基礎年金	原則、保険料納付済期間が10年以上あり、65歳に到達したとき
	老齢厚生年金	原則、被保険者期間等が10年以上あり、65歳に到達したとき
	特別支給の老齢厚生年金	昭和36年4月1日生まれまでの方で、受給要件を満たすとき (※第1号厚生年金にかかる女性の支給は異なります。)
	退職年金 (年金払い退職給付)	原則、組合員期間が1年以上あり、65歳以上で組合員でないとき
障害給付	障害基礎年金	保険料納付要件を満たし、障害等級1級または2級に該当するとき
	障害厚生年金	被保険者である間に初診日がある傷病により、 一定程度の障害の状態になったとき
	障害手当金	
	公務障害年金 (年金払い退職給付)	公務による傷病により一定程度の障害状態になったとき
遺族給付	遺族基礎年金	被保険者等が死亡したときにその者に生計を維持されていた 子のある配偶者または子があるとき
	遺族厚生年金	被保険者が在職中にまたは退職後に死亡したとき
	公務遺族年金 (年金払い退職給付)	公務により死亡したとき

8 請求と定期支給日

(1) 年金の請求手続き

年金を受給するには請求手続きが必要です。老齢厚生年金については受給開始年齢の誕生日の前日から手続きが行えます。老齢厚生年金の請求書は誕生日の2～3か月前を目安に、直近に加入している実施機関から自宅へ送付します。

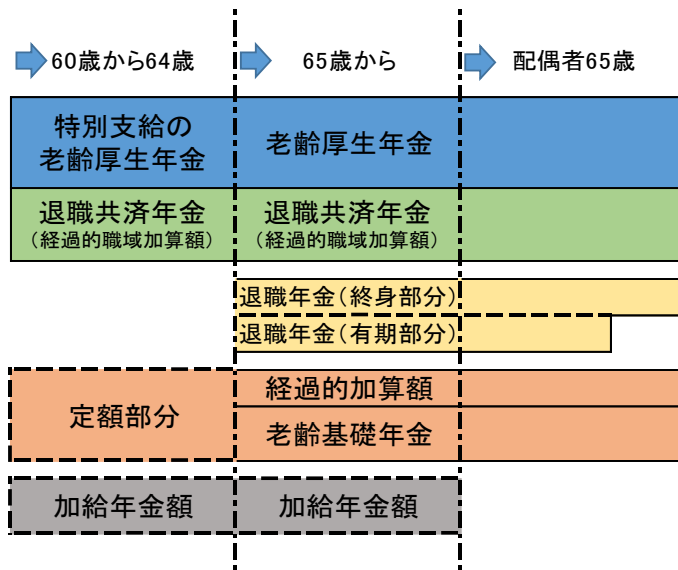
(2) 定期支給日

年金は毎年偶数月の15日（土曜、日曜、祝日の場合はその前営業日）に年6回に分けて前2か月分が指定の金融機関に振り込まれます。

初回の支給は時間を要しますので、定期支給日に関わらず、年金が決定次第、随時支給されます。

支払日	2月15日	4月15日	6月15日	8月15日	10月15日	12月15日
支払 月分	前年12月 ・ 1月	2月 ・ 3月	4月 ・ 5月	6月 ・ 7月	8月 ・ 9月	10月 ・ 11月

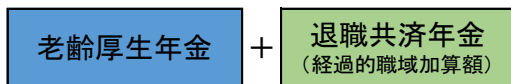
9 老齢給付



老齢を事由として支給する年金として、老齢厚生年金、退職年金（年金払い退職給付）、老齢基礎年金があります。支給開始は65歳からとなりますが、昭和36年4月1日（第1号厚生年金期間にかかる女性の場合、昭和41年4月1日）生まれまでの方は生年月日に応じて65歳前から特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

なお、定額部分および加給年金額は該当する場合のみ支給されます。

(1) 特別支給の老齢厚生年金（65歳まで）



支給要件

- ① 支給開始年齢（※1）以上であること
- ② 厚生年金の被保険者期間が1年以上あること
- ③ 被保険者期間等（※2）が10年以上あること

（※1）支給開始年齢

第3号厚生年金(男女)生年月日	第1号厚生年金(女)生年月日	支給開始年齢
昭和28年4月1日以前	昭和33年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳

第2号、第3号、第4号厚生年金については男女間の支給開始年齢に差異はありませんが、第1号厚生年金については女性の支給開始年齢が異なります。昭和36年4月2日（第1号厚生年金期間にかかる女性の場合、昭和41年4月2日）生まれ以降の方は65歳から支給となります。

（※2）被保険者期間等

- ・厚生年金保険の被保険者期間
- ・平成27年9月までの地方・国家公務員共済組合および私学共済等の期間
- ・国民年金法の第1号被保険者として保険料を納付した期間および第3号被保険者期間
- ・国民年金法に規定する保険料免除期間または合算対象期間

老齢厚生年金と退職共済年金（経過職域加算額）は以下の式にて算定します。

①〈本来水準〉の額が②〈平成 12 年改正による 5%適正化前の保障額（※1）〉の額に満たないときは②の額を支給します。

老齢厚生年金の額

① 〈本来水準〉 老齢厚生年金の額 = (A) + (B)

(A) : 総報酬制導入前の被保険者期間分

平均標準報酬月額 × 7.125/1,000 × 平成 15 年 3 月までの組合員月数

(B) : 総報酬制導入後の被保険者期間分

平均標準報酬月額 × 5.481/1,000 × 平成 15 年 4 月以後の組合員月数

② 〈保障額〉 老齢厚生年金の額 = {(C) + (D)} × 従前額改定率

(C) : 総報酬制導入前の被保険者期間分

平均標準報酬月額 × 7.500/1,000 × 平成 15 年 3 月までの組合員月数

(D) : 総報酬制導入後の被保険者期間分

平均標準報酬月額 × 5.769/1,000 × 平成 15 年 4 月以後の組合員月数

退職共済年金（経過職域加算額）の額

③ 〈本来水準〉 退職共済年金（経過職域加算額） = (E) + (F)

(E) : 平成 15 年 3 月 31 日以前の組合員期間

平均給料月額 × $\begin{cases} 1.425/1,000 \text{ (組合員期間 20 年以上)} \\ 0.713/1,000 \text{ (組合員期間 20 年未満)} \end{cases}$ × 組合員期間の月数

(F) : 平成 15 年 4 月 1 日以後の組合員期間

平均給料月額 × $\begin{cases} 1.096/1,000 \text{ (組合員期間 20 年以上)} \\ 0.548/1,000 \text{ (組合員期間 20 年未満)} \end{cases}$ × 組合員期間の月数

④ 〈保障額〉 退職共済年金（経過職域加算額） = {(G) + (H)} × 従前額改定率

(G) : 平成 15 年 3 月 31 日以前の組合員期間

平均給料月額 × $\begin{cases} 1.500/1,000 \text{ (組合員期間 20 年以上)} \\ 0.750/1,000 \text{ (組合員期間 20 年未満)} \end{cases}$ × 組合員期間の月数

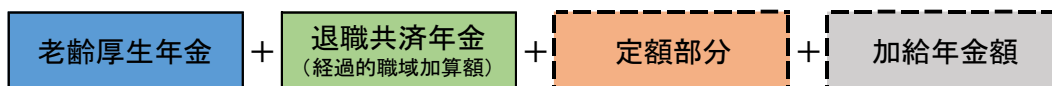
(H) : 平成 15 年 4 月 1 日以後の組合員期間

平均給料月額 × $\begin{cases} 1.154/1,000 \text{ (組合員期間 20 年以上)} \\ 0.577/1,000 \text{ (組合員期間 20 年未満)} \end{cases}$ × 組合員期間の月数

(※1) 平成 12 年改正による 5%適正化前の保障額

平成 12 年改正による平均標準報酬月額等の計算に用いる再評価率の改正と給付乗率の適正化（5%の給付抑制）により年金額が減額となることに伴い、経過措置として改正前の給付水準と本来水準を比較し、本来水準の額が改正前の給付水準の額を下回る場合、保障することとされた。

(2) 特別支給の老齢厚生年金に係る長期加入者特例および障害者特例



①または②の要件を満たしている場合に特例として特別支給の老齢厚生年金に定額部分と加給年金額（加給年金額対象者がいる場合）が加算されます。

ただし、いずれの場合も厚生年金の被保険者であるときは支給されません。

- ① 被保険者期間が44年以上（※1）ある者（長期加入者特例）
- ② 障害等級3級以上の障害状態（※2）にある者（障害者特例）

（※1）2以上の種別の被保険者期間は合算されない。

（※2）被保険者期間中に初診日のある傷病に限らない。

定額部分の額

1,628 円（※1） × 被保険者期間の月数（※2）

（※1） 1,628 円 × 改定率（1.000）

（※2） 上限は480月

（令和3年度の額）

被保険者期間が20年以上ある老齢厚生年金の受給権者によって生計を維持されている（※）以下の者がいるとき、加給年金額が支給されます。

- ・ 65歳未満の配偶者
- ・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子
または20歳未満で障害等級1級、2級の障害状態にある未婚の子

（※） 受給権者と生計を共にし、収入が850万円または所得が655.5万円未満であること。

なお、収入が限度額以上でも定年等によりおおむね5年以内に限度額未満となる場合を含みます。

また、配偶者自身が20年以上加入期間のある老齢厚生年金または障害を事由とする年金を受給中は支給停止されます。

対象者が年齢到達や要件を外れた場合、翌月から支給されなくなります。

加給年金額

配偶者の加給年金額

受給権者の生年月日	加給年金額
昭和18年4月2日以後	390,500 円（※1）

（※1） 224,700 円 × 改定率（1.000） + 165,800 円 × 改定率（1.000）

子の加給年金額

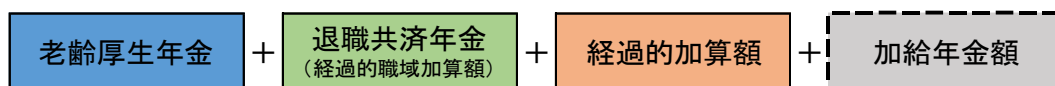
子の人数	加給年金額
2人まで1人につき	224,700 円（※2）
3人目から1人につき	74,900 円（※3）

（※2） 224,700 円 × 改定率（1.000）

（※3） 74,900 円 × 改定率（1.000）

（令和3年度の額）

(3) 本来支給の老齢厚生年金 (65 歳から)



支給要件

- ① 65 歳以上であること
- ② 厚生年金の被保険者期間が 1 月以上あること
- ③ 被保険者期間等 (P. 6 ※2 を参照) が 10 年以上あること

加給年金額は受給権者が 65 歳に達したとき P. 8 の要件を満たす者がある場合、要件を満たしている間、支給されます。

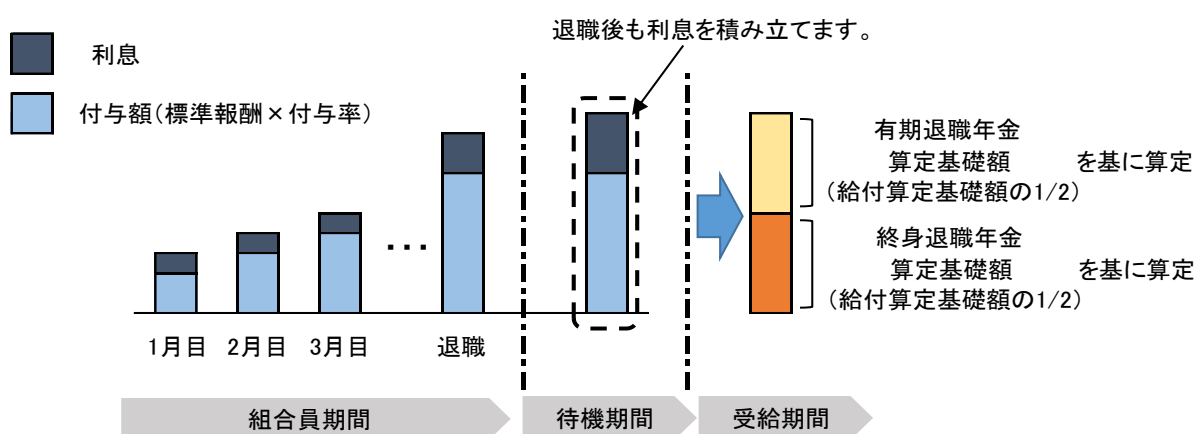
経過的加算額は被保険者期間のうち、老齢基礎年金の算定基礎とならない 20 歳未満および 60 歳以上の期間にかかる加算です。

経過的加算額

経過的加算額 = (A) - (B)	
(A) 1,628 円 (※1) × 被保険者期間の月数 (※2)	
(B) 780,900 円 (※3) × 20 歳以上 60 歳未満の被保険者月数 / 480	
(※1) 1,628 円 × 改定率 (1.000)	
(※2) 上限は 480 月	
(※3) 780,900 円 × 改定率 (1.000)	(令和 3 年度の額)

(4) 退職年金 (年金払い退職給付)

被用者年金一元化 (平成 27 年 10 月) の際に、職域年金部分は廃止され、新たな 3 階部分として積立方式の年金払い退職給付制度が設けられました。



退職年金には終身退職年金と有期退職年金の 2 種類があります。

有期退職年金は 20 年、10 年、一時金から受給期間を選択します。なお、10 年および一時金は給付事由が生じた日から 6 月以内に限り請求できます。

支給要件

- ① 65歳に達していること
- ② 1年以上の組合員期間を有すること
- ③ 退職していること（組合員として在職中は支給されません。）

支給の繰上げ・繰下げ

- ・70歳までの支給繰下げと60歳からの支給繰上げ制度があります。
- ・老齢厚生年金の繰下げや繰上げとの連動はありません。
- ・65歳から支給されるより、給付算定基礎額が利子分だけ増減します。

終身退職年金

終身退職年金

＝終身退職年金算定基礎額(※1)÷受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率

(※1)終身退職年金算定基礎額

① 受給権発生日からその年の9月30日まで

(受給権発生日が9月1日から12月31日までの間にあるときは、翌年の9月30日まで)

給付算定基礎額×1/2(組合員期間が10年に満たないときは1/4)

② 受給権発生日の属する年の翌年以後

(受給権発生日が9月1日から12月31日までの間にあるときは、その翌年)

各年の9月30日の終身退職年金額×(同日の受給権者の年齢+1)歳に応じた終身年金現価率

有期退職年金

有期退職年金

＝有期退職年金算定基礎額(※2)÷支給残月数に応じた有期年金現価率

(※2)有期退職年金算定基礎額

① 受給権発生日からその年の9月30日まで

(受給権発生日が9月1日から12月31日までの間にあるときは、翌年の9月30日まで)

給付算定基礎額×1/2(組合員期間が10年に満たないときは1/4)

② 受給権発生日の属する年の翌年以後

(受給権発生日が9月1日から12月31日までの間にあるときは、その翌年)

各年の9月30日の有期退職年金額×同年の10月1日における支給残月数に応じた9月30日に適用される有期年金現価率

(5) 老齢基礎年金（国民年金）

老齢基礎年金は厚生年金制度とは異なり、20歳から60歳までの加入期間（保険料納付期間）に応じて年金額が算定され、40年間加入することで満額が受給できます。

支給要件

- ① 65歳に達していること
- ② 被保険者期間等（P.6 ※2を参照）が10年以上あること

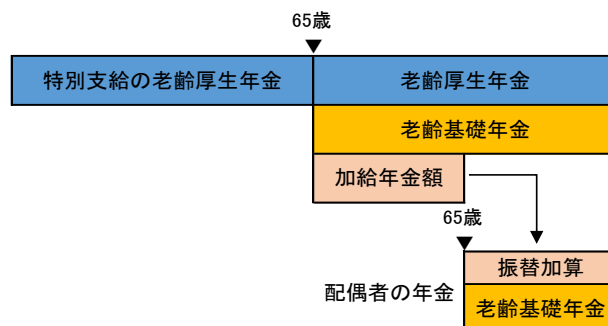
老齢基礎年金

$780,900 \text{ 円} (\text{※}1) \times \text{保険料納付済月数} (\text{※}2) / 480$ $(\text{※}1) 780,900 \text{ 円} \times \text{改定率} (1.000)$ $(\text{※}2) \text{保険料免除月数は全額免除} \times 1/2、3/4 \text{免除月数} \times 5/8、1/2 \text{免除月数} \times 3/4、$ $1/4 \text{免除月数} \times 7/8 \text{を月数に算入します。} \quad (\text{令和} 3 \text{年度の額})$

(6) 配偶者の振替加算

昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足から昭和 61 年 3 月まで、被扶養配偶者は国民年金へ任意加入とされ、任意加入していない場合、国民年金の加入期間が短く、年金額が低くなります。

被扶養配偶者が 65 歳未満である場合には、受給権者に加給年金額が支給されますが、被扶養配偶者が 65 歳に到達すると加給年金額は支給されなくなります。そこで、昭和 41 年 4 月 1 日以前に生まれた被扶養配偶者が老齢基礎年金を受給できる場合、生年月日に応じて加算があります。(振替加算)



支給要件

- ① 大正 15 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日生まれの者
- ② 65 歳に達した日に、次のいずれかの年金の受給権を有する配偶者に生計を維持されていること
 - ・老齢厚生年金（原則、被保険者期間が 20 年以上）
 - ・障害厚生年金（障害等級 2 級以上）
- ③ 老齢厚生年金（被保険者期間が 20 年以上）等を受けることができないこと

※ 被扶養配偶者が受給権者の年齢より高く、被扶養配偶者が先に 65 歳に達した場合は、老齢厚生年金等の権利が生じた時点から振替加算が行われます。(加給年金額の対象となる要件を満たしている場合に限る)

振替加算の額

$224,700 \text{ 円} (\text{※}1) \times \text{受給権者の生年月日に応じた率}$ $(\text{※}1) 224,700 \text{ 円} \times \text{改定率} (1.000) \quad (\text{令和} 3 \text{年度の額})$
--

配偶者の生年月日	率	配偶者の生年月日	率
昭和17年 4月 2日から昭和18年 4月 1日	0.573	昭和27年 4月 2日から昭和28年 4月 1日	0.307
昭和18年 4月 2日から昭和19年 4月 1日	0.547	昭和28年 4月 2日から昭和29年 4月 1日	0.280
昭和19年 4月 2日から昭和20年 4月 1日	0.520	昭和29年 4月 2日から昭和30年 4月 1日	0.253
昭和20年 4月 2日から昭和21年 4月 1日	0.493	昭和30年 4月 2日から昭和31年 4月 1日	0.227
昭和21年 4月 2日から昭和22年 4月 1日	0.467	昭和31年 4月 2日から昭和32年 4月 1日	0.200
昭和22年 4月 2日から昭和23年 4月 1日	0.440	昭和32年 4月 2日から昭和33年 4月 1日	0.173
昭和23年 4月 2日から昭和24年 4月 1日	0.413	昭和33年 4月 2日から昭和34年 4月 1日	0.147
昭和24年 4月 2日から昭和25年 4月 1日	0.387	昭和34年 4月 2日から昭和35年 4月 1日	0.120
昭和25年 4月 2日から昭和26年 4月 1日	0.360	昭和35年 4月 2日から昭和36年 4月 1日	0.093
昭和26年 4月 2日から昭和27年 4月 1日	0.333	昭和36年 4月 2日から昭和41年 4月 1日	0.067

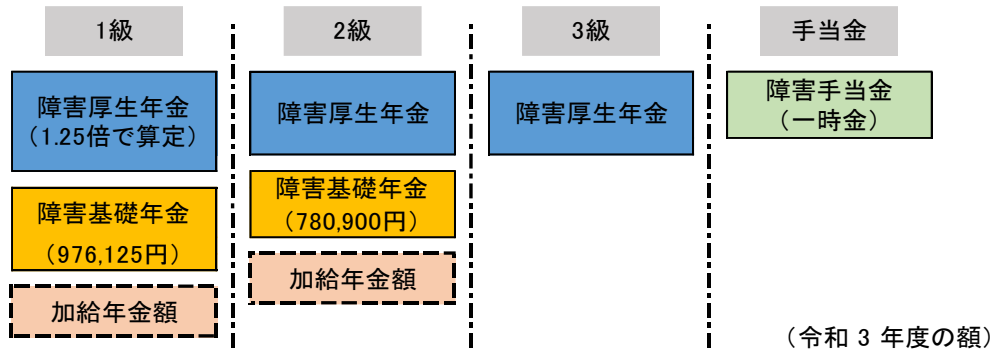
10 障害給付

厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病により、障害認定日において障害等級1級から3級に該当する場合、障害厚生年金が支給されます。（平成27年9月までに初診日のある障害については経過的職域加算額も支給）

加えて、障害等級1級または2級の場合は障害基礎年金が支給されます。

また、公務による傷病が原因で障害状態になった場合は、公務障害年金が支給されます。

なお、障害年金に該当しない程度の障害で支給要件を満たすと障害手当金が支給される場合があります。



(1) 障害厚生

年金

支給要件1（障害認定日請求）

- ① 被保険者である間に初診日（※1）のある傷病により、障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日（その期間内にその傷病が治った日、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む））（※2）に障害等級の1級から3級に該当する障害状態にあるとき
- ② 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上あること（※3）

（※1）初診日

同一の傷病で医療機関を転院等された場合、初めに医師の診療を受けた日が初診日となります。

また、障害の原因となった傷病の前に因果関係があると認められる傷病がある場合、最初の傷病の初診日となります。

（※2）特例症例

以下に該当する場合はそれぞれの日が障害認定日となります。

なお、この特例症例は障害認定日において3級以上に該当します。

- ① 上肢・下肢を切断・離断した場合→その日
- ② 人口骨頭、人工関節を挿入、置換した場合→その日
- ③ 心臓ペースメーカー、人工弁を装着した場合→その日
- ④ 人工透析療法の場合→透析開始から3か月を経過した日
- ⑤ 人工肛門または尿路変更術を施術した場合→施術から6か月を経過した日
新膀胱を増設した場合→その日
- ⑥ 喉頭を全摘出した場合→その日
- ⑦ 在宅酸素療法を行っている場合→在宅酸素療法を開始した日

(※3) 令和8年(2026年)3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納期間がなければ保険料納付要件を満たすことになります。

支給要件2(事後重症請求)

- ① 初診日(P.12 ※1参照)において厚生年金被保険者であること
- ② 障害認定日(P.12 ※2参照)に障害等級に該当する程度の障害状態になかったこと
- ③ 障害認定日後、65歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態となり、請求があったとき
- ④ 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上あること(※3参照)

※ 繰上げ支給の老齢厚生年金または繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者には適用しない。

障害厚生年金

障害認定日までの被保険者月数を基に、老齢厚生年金と同じ計算方法によって計算します。

ただし、障害等級1級に該当する場合、年金額に125/100を乗じて計算します。

なお、被保険者期間が300月に満たないときは、300月とみなして年金額を計算します。(最低保障)

また、障害等級1級および2級に該当する場合で加給年金額対象者がある場合には加給年金額が加算されます。

二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の障害厚生年金の額の算定については、それぞれの加入期間についての障害厚生年金の額を計算し、それを合算して得た額となります。

障害等級1級または2級に該当する障害厚生年金の受給権者によって生計を維持されている(※)以下の者があるとき、加給年金額が支給されます。

- ・65歳未満の配偶者

(※) 受給権者と生計を共にし、収入が850万円または所得が655.5万円未満であること。

なお、収入が限度額以上でも定年等によりおおむね5年以内に限度額未満となる場合を含みます。

また、配偶者自身が20年以上加入期間のある老齢厚生年金または障害を事由とする年金を受給中は支給停止されます。

対象者が年齢到達や要件を外れた場合、翌月から支給されなくなります。

加給年金額

配偶者の加給年金額

対象者	加給年金額
配偶者	224,700円(※1)

(※1) 224,700円 × 改定率(1.000)

(令和3年度の額)

(3) 障害手当金

支給要件

- ① 初診日 (P. 12 ※1 参照) において厚生年金被保険者であること
- ② 障害認定日 (P. 12 ※2 参照) に障害等級に該当する程度の障害状態になかったこと
- ③ 障害の原因となった病気やけがの初診日から5年以内に傷病が治った日 (症状が固定) において障害厚生年金を受けることができない程度の障害の状態にあること
- ④ 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上あること (P. 13 ※3 参照)

※ 障害手当金は公的年金各法の年金給付の受給権者、災害補償法による障害補償等を受けられる者には支給されない。

障害手当金

障害手当金は一時金として支給されます。

障害厚生年金の額 (報酬比例部分) $\times 200/100$

※障害手当金は障害厚生年金の最低保障額 (障害基礎年金 (2 級) $\times 3/4$) の $200/100$ を最低保障額とする。

(2) 障害基礎年金

支給要件

- ① 初診日 (P. 12 ※1 参照) において国民年金の被保険者であること
- ② 障害認定日 (P. 12 ※2 参照) に障害等級1級または2級に該当すること
- ③ 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上あること (P. 13 ※3 参照)

※ 初診日において20歳未満である者が障害認定日または20歳に達した日のいずれか遅い日に障害等級1級または2級に該当する障害の状態にあるときは障害基礎年金を支給する。

また、その日以後に、その傷病により、65歳に達する日の前日までの間に障害等級1級または2級に該当する状態に至り、その期間内に請求があったときは障害基礎年金を支給する。

障害基礎年金

障害等級1級 976,125 円 (※1)

障害等級2級 780,900 円 (※2)

(※1) $780,900 \text{ 円} \times \text{改定率} (1.000) \times 125/100$

(※2) $780,900 \text{ 円} \times \text{改定率} (1.000)$

(令和3年度の額)

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている (P. 13 ※参照) 以下の者がいるとき、加給年金額が支給されます。

- ・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子
- または20歳未満で障害等級1級、2級の障害状態にある未婚の子

加給年金額

子の加給年金額	
子の人数	加給年金額
2人まで1人につき	224,700 円 (※1)
3人目から1人につき	74,900 円 (※2)

(※1) 224,700 円 × 改定率 (1.000)
 (※2) 74,900 円 × 改定率 (1.000) (令和 3 年度の額)

(4) 公務障害年金 (年金払い退職給付)

公務による傷病について、初診日が被保険者期間にあり、障害認定日に障害等級に該当する場合、公務障害年金が支給されます。

また、障害認定日において障害等級に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に事後重症による請求ができます。

なお、組合員である間は支給が停止されます。

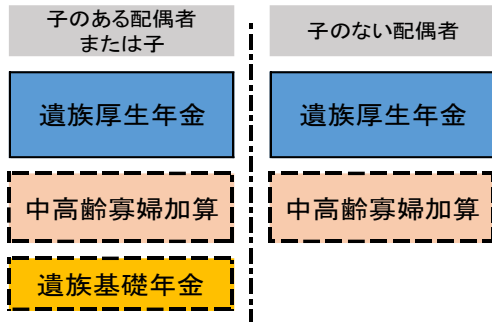
公務障害年金

$\frac{\text{公務障害年金算定基礎額(※1)}}{\text{給付事由発生日の年齢に応じた終身年金現価率(※2)}} \times \text{調整率(※3)}$
<p>(※1) 公務障害年金算定基礎額 = ① + ②</p> <p>① $\frac{\text{給付算定基礎額} \times 5.334 (\text{障害等級 1 級の場合は } 8.001)}{\text{組合員期間月数}} \times 300$</p> <p>② $\frac{\text{給付算定基礎額} (\text{障害等級 1 級の場合は } 1.25 \text{ 倍})}{\text{組合員期間月数}} \times (\text{組合員期間月数} - 300 \text{ 月})$ <small>※組合員期間月数 300 月以下は 300 月</small></p> <p>(※2) その者の年齢が 64 歳に満たないときは 64 歳 (当分の間、59 歳と読み替える)</p> <p>(※3) 各年度の国年法第 27 条に規定する改定率を公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率</p>
<p>最低保障額</p> <p>障害等級の区分に応じ、それぞれに定める金額に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た額より少ないときは、その控除して得た金額を当該公務障害年金額とします。</p> <p>障害等級 1 級 4,152,600 円 × 改定率 - 厚生年金相当額 障害等級 2 級 2,564,800 円 × 改定率 - 厚生年金相当額 障害等級 2 級 2,320,600 円 × 改定率 - 厚生年金相当額</p>

11 遺族給付

被保険者または被保険者であった方が死亡した場合、その方によって生計を維持されていた遺族の順位に応じて遺族厚生年金等が支給されます。

また、公務による傷病が原因で死亡した場合は、公務遺族年金が支給されます。



※中高齢寡婦加算・遺族基礎年金は該当する場合のみ支給されます。

(1) 遺族厚生年金

遺族の要件と受給順位

第一順位	配偶者	妻: 年齢要件なし 夫: 55歳以上(支給開始は原則60歳から)
	子	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、現に婚姻していない者 20歳未満で1級または2級の障害状態の者で現に婚姻していない者
第二順位	父母	55歳以上(支給開始は60歳から)
第三順位	孫	子と同じ
第四順位	祖父母	55歳以上(支給開始は60歳から)

※ 夫は原則 60 歳まで支給停止となるが、平成 26 年 4 月以降の被保険者等の死亡について、遺族基礎年金の受給権がある夫については支給停止されない。

支給要件

短期要件

- ① 被保険者が死亡したとき
- ② 被保険者であった者が、資格喪失後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して 5 年を経過する日前に死亡したとき
- ③ 障害等級の 1 級または 2 級に該当する障害状態にある障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき

長期要件

- ④ 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上ある場合に限る）が死亡したとき
- ⑤ 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上ある者が死亡したとき

※ 短期要件に該当する場合、死亡日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が 3 分の 2 以上あること

※ 短期要件と長期要件の両方に該当する場合、遺族厚生年金の請求時に別段の申出をしない限り短期要件で算定されます。

失権

遺族厚生年金の受給権者が以下に該当したときは失権します。

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻したとき（事実上の婚姻関係を含む）
- ③ 直系血族または直系姻族以外の者の養子となったとき（事実上の養子縁組関係を含む）
- ④ 離縁によって、死亡した被保険者等の者との親族関係が終了したとき
- ⑤ 子または孫が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき
- ⑥ 障害等級1級または2級に該当する子または孫が20歳に達したもしくは該当しなくなったとき
- ⑦ 父母、孫、祖父母について、被保険者の死亡当時に胎児であった子が出生したとき
- ⑧ 子のない30歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得してから5年を経過したとき
- ⑨ 子のいる30歳未満の妻が、30歳に達する前に子の死亡、離縁等により遺族基礎年金の受給権を失った日から5年を経過したとき

子と配偶者に特有の支給停止

子に対する遺族厚生年金は配偶者が遺族厚生年金の受給権者を有する期間、その支給が停止される。ただし、遺族基礎年金の受給権がない夫が60歳未満である場合、配偶者に遺族基礎年金の受給権がなく、子に遺族基礎年金の受給権がある場合または所在不明の場合で支給停止されているときは遺族厚生年金が子に支給されます。

遺族厚生年金

遺族厚生年金の額は、実保険者月数を基に、老齢厚生年金と同じ計算方法によって計算し、 $3/4$ を乗じた額となります。

なお、被保険者期間が300月に満たないときは、300月とみなして年金額を計算します。（短期要件）

また、二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の遺族厚生年金については、短期要件の場合、他の実施機関分も含めて決定・支給し、長期要件の場合、それぞれの加入期間ごとに決定・支給を行います。

(2) 中高齢寡婦加算

遺族厚生年金の受給権者である妻であって、その権利を取得した当時40歳以上65歳未満である場合または40歳に達していない場合でも40歳に達した時点で遺族基礎年金の支給対象となる子と生計を同じくしている場合は加算が行われます。（中高齢寡婦加算）

ただし、長期要件の場合、その計算の基礎となる被保険者期間が20年以上あるものに限られます。

なお、遺族厚生年金の権利を取得した当時に40歳以上の妻でも、遺族基礎年金の支給を受ける場合はその受給期間中、中高齢寡婦加算は支給停止されます。

また、中高齢寡婦加算の支給を受けている妻が65歳に達すると中高齢寡婦加算は支給されなくなりますが、昭和31年4月1日以前に生まれた妻には生年月日に応じた経過的寡婦加算が支給されます。

中高齢寡婦加算

585,700 円（※1）

（※1）遺族基礎年金の額 780,900 円 × 改定率（1.000） × $3/4$ （令和3年度の額）

(3) 遺族基礎年金

被保険者または被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた（生計を同じくし、年収 850 万円以上の収入を将来にわたって有すると認められない）以下の者に遺族基礎年金が支給されます。

遺族の要件

①配偶者	②の子と生計を同じくしている者
②子	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、現に婚姻していない者 20歳未満で1級または2級の障害状態の者で現に婚姻していない者

支給要件

短期要件

- ① 被保険者が死亡したとき
- ② 被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者が死亡したとき

長期要件

- ③ 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上ある場合に限る）が死亡したとき
- ④ 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上ある者が死亡したとき

※ 短期要件に該当する場合、死亡日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上あること

ただし、令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までに死亡日がある場合は、初診日の前々月までの 1 年間に保険料の未納期間がなければ保険料納付要件を満たすことになります。

なお、この特例は死亡日において 65 歳以上の者には適用しません。

遺族基礎年金

780,900 円（※1）	（令和 3 年度の額）
（※1）780,900 円 × 改定率（1.000）	

遺族基礎年金の受給権者によって生計を維持されている（P. 13 ※参照）以下の者があるとき、加算額が支給されます。

- ・ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある未婚の子
- または 20 歳未満で障害等級 1 級、2 級の障害状態にある未婚の子

子の加算額

対象の子	加算額
1人目の子	224,700 円（※1）
2人目の子	224,700 円（※1）
3人目以降の子	74,900 円（※2）

（※1）224,700 円 × 改定率（1.000）
（※2）74,900 円 × 改定率（1.000）

（令和 3 年度の額）

(4) 公務遺族年金（年金払い退職給付）

公務による負傷または病気により死亡した組合員または組合員であった者の遺族に対して、公務遺族年金が支給されます。

支給要件

- ① 組合員が公務傷病により死亡したとき
- ② 組合員であった者が、退職後に組合員であった間に初診日がある公務傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき
- ③ 障害等級1級または2級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が当該公務障害年金の給付事由となった公務傷病により死亡したとき
- ④ 1年以上の引き続く組合員期間を有し、かつ、組合員期間等が25年以上である者が次のいずれかに該当するとき
 - ・組合員であった者が、退職後に組合員であった間に初診日がある公務傷病により死亡したとき
 - ・障害等級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が、当該公務障害年金の給付事由となった公務傷病により死亡したとき

公務遺族年金

$$\frac{\text{公務障害年金算定基礎額}(\ast 1)}{\text{給付事由発生日の年齢に応じた終身年金原価率}(\ast 2)} \times \text{調整率}(\ast 3)$$

(※1) 公務障害年金算定基礎額 = ① + ②

① $\frac{\text{給付算定基礎額} \times 5.334 (\text{障害等級 1 級の場合は } 8.001)}{\text{組合員期間月数}} \times 300$

② $\frac{\text{給付算定基礎額} (\text{障害等級 1 級の場合は } 1.25 \text{ 倍})}{\text{組合員期間月数}} \times (\text{組合員期間月数} - 300 \text{ 月})$
※組合員期間月数 300 月以下は 300 月

(※2) その者の年齢が 64 歳に満たないときは 64 歳(当分の間、59 歳と読み替える)

(※3) 各年度の国年法第 27 条に規定する改定率を公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率

最低保障額

障害等級の区分に応じ、それぞれに定める金額に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た額より少ないときは、その控除して得た金額を当該公務障害年金額とします。

障害等級 1 級 4,152,600 円 × 改定率 - 厚生年金相当額
障害等級 2 級 2,564,800 円 × 改定率 - 厚生年金相当額
障害等級 2 級 2,320,600 円 × 改定率 - 厚生年金相当額

12 在職支給停止

(1) 老齢厚生年金

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者等である場合、賃金と年金の合計額が一定額を超えると支給停止されます。

なお、第3号厚生年金被保険者(組合員)として在職中、経過的職域加算額は全額停止されます。

また、70歳以上は被保険者ではありませんが、厚生年金の適用事業所に勤務する場合は支給停止の対象となります。

(2) 障害厚生年金

障害厚生年金は厚生年金の被保険者等である場合でも厚生年金部分は全額支給されます。

ただし、第3号厚生年金被保険者(組合員)として在職中、経過的職域加算額は全額停止されます。

(3) 老齢厚生年金 支給停止基準額

※ 令和4年4月の改正で65歳未満を対象とした停止基準が65歳以上の基準と同じになります。

65歳未満	65歳以上
年金の月額+賃金の月額 > 28万円	年金の月額+賃金の月額 > 47万円

停止基準額(28万円、47万円)は令和2年度の額であり、賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

年金の月額とは

$$\text{基本月額} = \text{老齢厚生年金の報酬比例部分の額}(\text{※1}) \times 1/12 \quad \dots \text{①}$$

賃金の月額とは

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{標準報酬月額} + \text{過去1年分の標準賞与額} \times 1/12 \quad \dots \text{②}$$

(※1) 日本年金機構と公立学校共済組合の両方から老齢厚生年金の支給がある場合、報酬比例部分はその合計額になります。

(4) 支給停止額の計算式

※ 令和4年4月の改正で65歳未満を対象とした停止基準が65歳以上の基準と同じになります。

年齢	①+②	①	②	支給停止月額
65歳未満	28万円以下			支給停止なし
	28万円超	28万円以下	47万円以下	$(\text{①} + \text{②} - 28\text{万円}) \times 1/2$
			47万円超	$(47\text{万円} + \text{①} - 28\text{万円}) \times 1/2 + \text{②} - 47\text{万円}$
	28万円超	28万円超	47万円以下	$\text{②} \times 1/2$
47万円超			$(47\text{万円} \times 1/2) + \text{②} - 47\text{万円}$	
65歳以上	47万円以下			支給停止なし
	47万円超			$(\text{①} + \text{②} - 47\text{万円}) \times 1/2$

◆参考 (算出事例(老齢厚生年金の支給停止額))

【令和3年度時点の停止額で算定】

事例① 65歳未満でフルタイム再任用として在職中の場合

組合員 A (63歳)

標準報酬月額：340,000円 期末勤勉手当：750,000円 (6月：350,000円、12月：400,000円)

特別支給の老齢厚生年金：1,500,000円 経過的職域加算額：300,000円

$$\begin{aligned} \text{基本月額(年金月額)} &= \text{老齢厚生年金の報酬比例部分} \div 12 \\ &= 1,500,000 \text{円} \div 12 = 125,000 \text{円} \dots \text{①} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{総報酬月額相当額} &= \text{標準報酬月額} + (\text{その月以前1年間の標準賞与額の合計} \div 12) \\ &= 340,000 \text{円} + (750,000 \text{円} \div 12) = 402,500 \text{円} \dots \text{②} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{年金支給額(月額)} &= \text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 280,000 \text{円}) \times 1/2 \\ &= \text{①} - (\text{①} + \text{②} - 280,000 \text{円}) \times 1/2 \\ &= 125,000 \text{円} - (125,000 \text{円} + 402,500 \text{円} - 280,000 \text{円}) \times 1/2 \\ &= 125,000 \text{円} - 123,750 \text{円} \\ &= 1,250 \text{円} \end{aligned}$$

年金支給額(年額)

特別支給の老齢厚生年金：1,250円 × 12 = 15,000円

経過的職域加算額：0円

※ 経過的職域加算額は第3号厚生年金被保険者(組合員)として在職中は全額停止

事例② 65歳以上で第1号厚生年金加入の再就職をされた場合

組合員 B (66歳)

標準報酬月額：340,000円 期末勤勉手当：750,000円 (6月：350,000円、12月：400,000円)

特別支給の老齢厚生年金：1,500,000円 経過的職域加算額：300,000円

老齢基礎年金：780,100円

$$\begin{aligned} \text{基本月額(年金月額)} &= \text{老齢厚生年金の報酬比例部分} \div 12 \\ &= 1,500,000 \text{円} \div 12 = 125,000 \text{円} \dots \text{①} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{総報酬月額相当額} &= \text{標準報酬月額} + (\text{その月以前1年間の標準賞与額の合計} \div 12) \\ &= 340,000 \text{円} + (750,000 \text{円} \div 12) = 402,500 \text{円} \dots \text{②} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{年金支給額(月額)} &= \text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 470,000 \text{円}) \times 1/2 \\ &= \text{①} - (\text{①} + \text{②} - 470,000 \text{円}) \times 1/2 \\ &= 125,000 \text{円} - (125,000 \text{円} + 402,500 \text{円} - 470,000 \text{円}) \times 1/2 \\ &= 125,000 \text{円} - 28,750 \text{円} \\ &= 96,250 \text{円} \end{aligned}$$

年金支給額(年額)

特別支給の老齢厚生年金：96,250円 × 12 = 1,155,000円

経過的職域加算額：300,000円

老齢基礎年金：780,100円

※ 第2号・第3号厚生年金被保険者資格喪失後、経過的職域加算額は全額支給されます。
老齢基礎年金は在職支給停止の対象となりません。

13 繰上げ支給

昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日生まれの者は、特別支給の老齢厚生年金を支給開始年齢から受給できますが、60 歳に到達した日から支給開始年齢に到達する日の前日までの間で希望により、老齢厚生年金を繰り上げて受給できます。

また、昭和 36 年 4 月 2 日以後生まれの者も 65 歳から受給できる本来支給の老齢厚生年金を繰り上げて受給することができます。

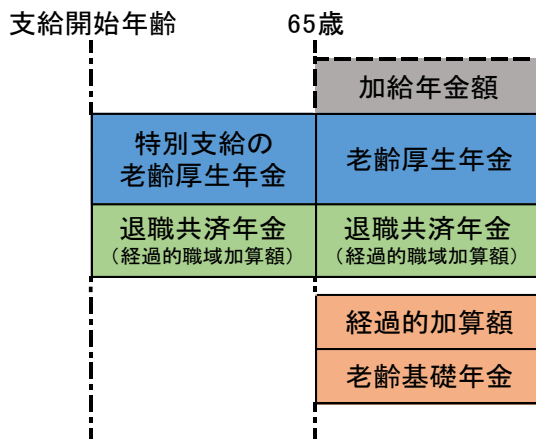
いずれの場合も老齢基礎年金および加入していたすべての年金（2 つ以上の被保険者期間を有する場合）を同時に繰上げ請求しなければならないとされ、繰上げ月数に応じて減額されます。

$$\text{繰上げ減額率} = 0.5\% \times \text{繰上げた月数}$$

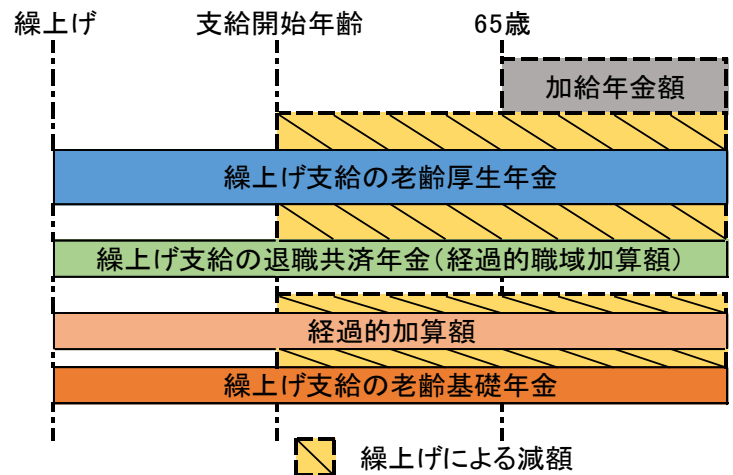
（※令和 4 年 4 月以降に 60 歳に到達する者から 0.4%へ改正）

支給開始年齢から受給できる年金額に比べて、1 月あたり 0.5%減額されます。この減額は生涯続きます。例えば 1 年繰上げ請求する場合、 $0.5\% \times 12$ 月で 6%の減額となります。

【繰上げ請求しない場合】



【繰上げ請求した場合】



(1) 繰上げ請求の制約事項

- ① 繰上げ請求を取り消すことはできません。
- ② 事後重症による障害年金（基礎・厚生）の請求（認定日請求は可能）はできません。
- ③ 繰上げ請求後に初診日がある障害基礎年金の請求はできません。
- ④ 3 級の障害厚生年金受給者の障害程度の増進による改定請求はできません。
- ⑤ 寡婦年金（国民年金）の請求はできません。また、受給権がある場合も消滅します。
- ⑥ 繰上げ請求後に国民年金の任意加入被保険者になることはできません。

(2) 繰上げ支給の老齢厚生年金の額の特例について

昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日生まれの者で障害者特例または長期加入者特例に該当する者は定額部分を老齢基礎年金の一部と同時に繰上げて受給できます。

14 繰下げ支給

65歳からの本来支給の老齢厚生年金は希望により、支給開始年齢より遅らせて受給できます。最大で70歳（※令和4年4月に75歳へ改正）まで繰下げることができ、この場合は老齢基礎年金と老齢厚生年金を別々に繰下げることができます。繰下げの申出は66歳の誕生日以降、1月単位で行えます。

繰下げ月数に応じて増額され、支給開始年齢から受給できる年金額に比べて、1月あたり0.7%増額されます。

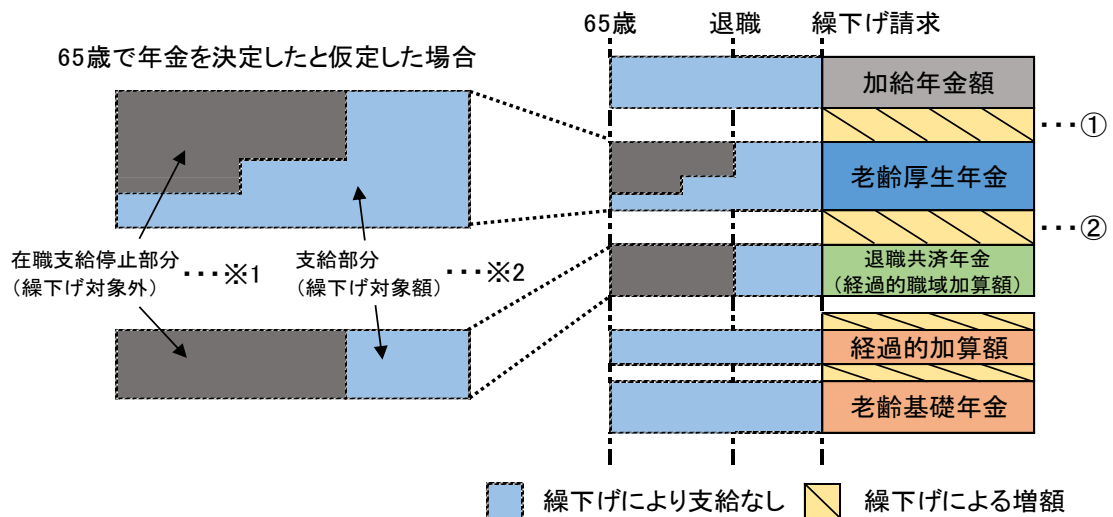
ただし、遺族や障害といった給付事由の厚生年金を受給している場合、繰下げすることはできません。

なお、加給年金額は増額されず、繰下げ期間は支給されません。また、在職等により、年金額の全部または一部が支給停止となっている場合、支給停止となっていた額は除いて増額計算が行われます。

$$\text{繰下げ増額率} = 0.7\% \times \text{繰下げた月数}$$

例えば1年繰下げて請求する場合、 $0.7\% \times 12$ 月で8.4%の増額となります。

【繰下げ請求する場合（老齢厚生年金と老齢基礎年金）】



①、②は※2を元に算定されます。

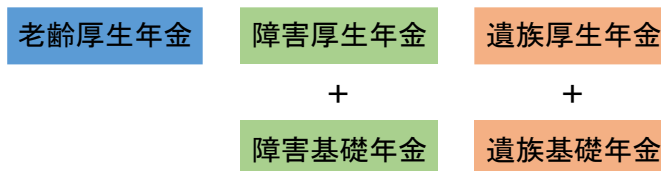
15 併給調整

公的年金制度の年金は原則として一人一年金による給付が行われます。

65歳未満で2つ以上の年金が同時に受給できるのは同一給付事由で支払われる年金のみです。

（障害は同一傷病、遺族は同一者の死亡の場合）

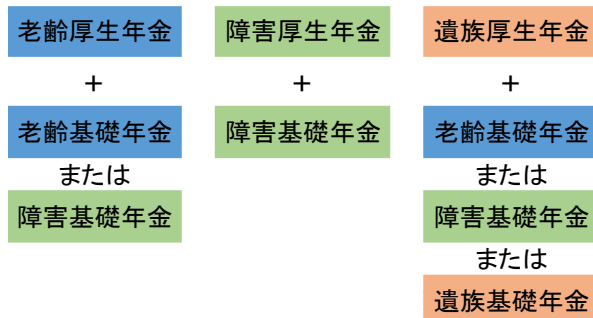
【65歳未満】



65歳からは複数の年金権を有している場合、給付事由が異なる基礎年金と組み合わせて受給できます。

ただし、遺族厚生年金の受給者で老齢厚生年金の受給権を有している場合は、自身の老齢厚生年金を受給し、遺族厚生年金が上回る場合に差額を支給するのが原則となります。

【65 歳以上】



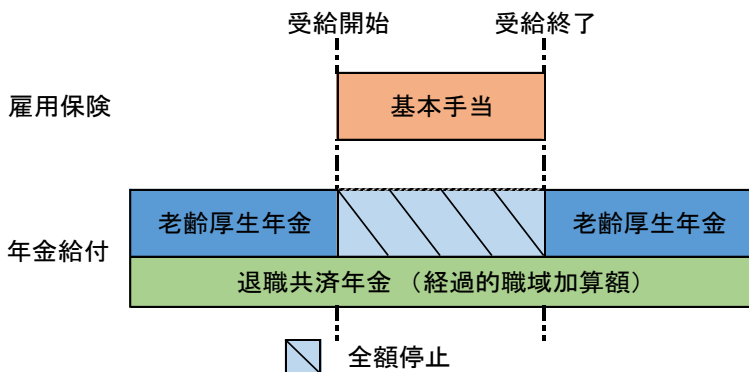
公立学校共済組合が支給する年金の他に日本年金機構が支給する年金がある場合、併給調整は異なります。

16 雇用保険との調整

(1) 基本手当との調整

公務員は雇用保険の被保険者ではありませんが、退職後に再任用として勤務される場合や、再就職して雇用保険の被保険者となる場合、雇用保険の失業給付を受給できることがあります。

老齢厚生年金を受給している 65 歳未満の人が、公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込をしたときは、基本手当の額にかかわらずその翌月から基本手当の受給期間が経過するに至った月または所定給付日数が満了した日の属する月までの間は、老齢厚生年金（経過的職域加算額は除く）が全額停止されます。（調整対象期間において基本手当の支給を受けた日（待機期間等も含む）が 1 日もない月は支給される。）



求職の申込をする際には、事前に基本手当の額を確認し、年金額と比較したうえで、どちらを受給するかを決めてください。

◆参考（基本手当）

離職の日以前 1 年間に、雇用保険の被保険者期間が 6 月以上ある者が離職した場合に、公共職業安定所に求職の申込みを行って失業の認定を受けた者に対して、年齢および被保険者期間に応じて最高 360 日分が支給される。

(2) 高年齢雇用継続給付との調整

高年齢雇用継続給付は、雇用保険の被保険者期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の雇用保険の被保険者に対して、賃金の額が 60 歳到達時の賃金月額と比べ、75%未満に低下した方を対象に、最高で賃金額の 15%に相当する額が支給されるものです。

高年齢雇用継続給付の受給中は、在職中の一部支給額からさらに一定の額を控除した額となります。

17 年金分割

離婚時の年金分割制度は離婚する当事者それぞれの婚姻期間中における厚生年金等の計算の基になる保険料納付記録を分割し、それぞれ自分の年金の基礎期間に算入することができる制度です。保険料納付記録を分割するものであり、年金額を分割するものではありません。

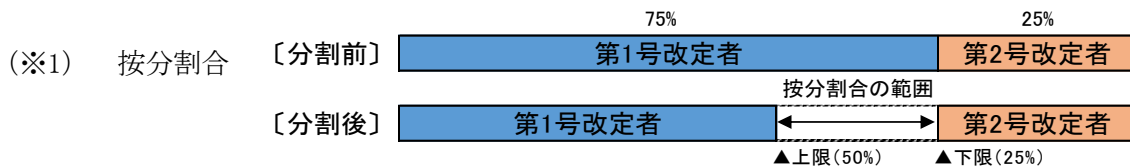
分割後の保険料納付記録は、分割の請求を行った日以後、将来に向かってのみその効力を有します。請求時点ですでに年金受給者となっている場合は請求年月日の翌月分から改定されます。支給開始年齢に到達していない方は直ちに受給できるわけではありません。

(1) 合意分割制度（平成 19 年 4 月 1 日～）

次の条件すべてに該当するとき、両者の請求により保険料納付記録を分割できる制度です。

対象となる保険料納付記録：婚姻期間中の両者の記録

- ・平成 19 年 4 月 1 日以後に離婚している、または事実婚関係を解消している
- ・両者の合意や裁判手続により年金分割の按分割合（※1）を定めている
- ・請求期限（離婚をした日の翌日から 2 年）を経過していない



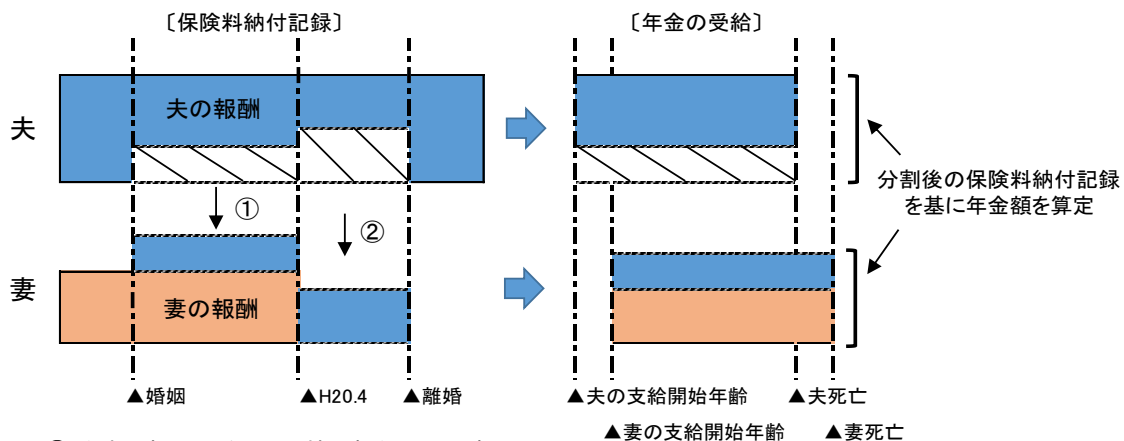
2 以上の種別の期間がある場合、一元化後はすべての期間の報酬総額を合算して計算します。

(2) 3号分割制度（平成 20 年 4 月 1 日～）

次の条件すべてに該当するとき、国民年金第 3 号被保険者であった方からの請求により保険料納付記録を分割できる制度です。

対象となる保険料納付記録：平成 20 年 4 月 1 日以後の国民年金第 3 号被保険者期間中の記録

- ・平成 20 年 5 月 1 日以後に離婚している、または事実婚関係を解消している
- ・平成 20 年 4 月 1 日以後に、国民年金の第 3 号被保険者期間がある
- ・請求期限（離婚をした日の翌日から 2 年）を経過していない



- ①: 合意分割 (50% を上限に按分割合により分割)
 ②: 3号分割 (50% 分割)

18 給付制限

組合員または組合員であった者が停職以上の懲戒処分等を受けた場合、経過職域加算額および年金払い退職給付の額の一部を支給しない給付制限があります。

(1) 組合員または組合員であった者が禁錮以上の刑に処せられた場合

$\text{経過職域加算額} \times \frac{50}{100}$	終身退職年金の全額	$\text{公務障害年金の額} \times \frac{50}{100}$
--	--------------------	---

(2) 組合員が懲戒処分によって退職した場合

$$\text{経過職域加算額} \times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{50}{100}$$

$$\text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}}$$

$$\text{公務障害年金の額} \times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{50}{100}$$

(3) 組合員が停職処分を受けた場合

$$\text{経過職域加算額} \times \frac{\text{停職処分を受けた組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{25}{100}$$

$$\text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{停職処分を受けた期間の日数}}{365日} \times \frac{50}{100}$$

$$\text{公務障害年金の額} \times \frac{\text{停職処分を受けた期間の日数}}{365日} \times \frac{25}{100}$$

これらの給付制限は当該給付制限を開始すべき月から支給停止されている月を除き、通算して 60 月に限り行います。

19 年金と所得税

年金のうち、老齢および退職を支給事由とする給付は、所得税法上の雑所得として所得税が課税されます。支給年金額が一定額未満（65 歳未満：108 万円、65 歳以上：158 万円）の者や障害および遺族給付の年金は非課税となります。

$$\text{所得税額} = (\text{支給額} - \text{社会保険料}(\text{※1}) - \text{控除額}(\text{※2})) \times 5.105\%(\text{※3})$$

(※1) 年金から特別徴収された介護保険料および国民健康保険料(または後期高齢者医療保険料)

(※2) 基礎的控除額+人的控除額(扶養・寡婦・障害等)×支給額にかかる月数

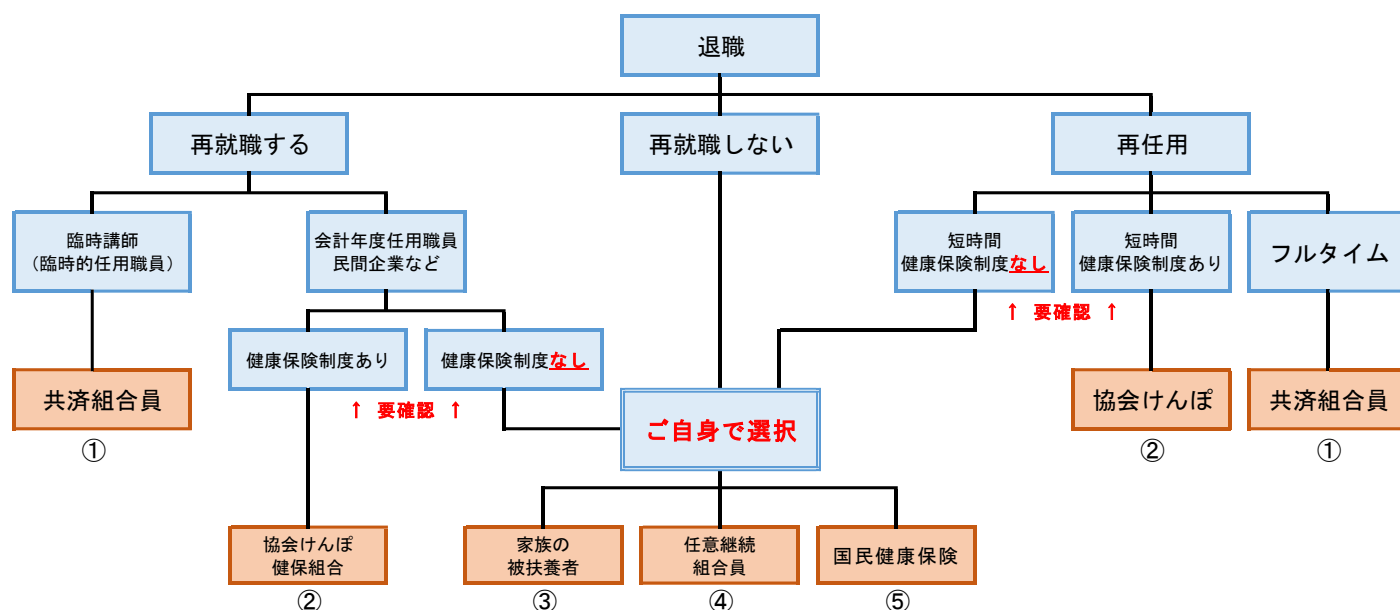
(※3) 復興特別所得税 2.1%を含む

平成 27 年 10 月 1 日以後に年金受給権の発生した年金の支給がある方で、「支給額-控除額」が月額 162,500 円を超える部分は 10.21%

第2章 医療保険制度

1 退職後の医療保険制度

退職すると、その翌日に組合員の資格を喪失します。退職後はいずれかの健康保険制度に加入することになります。



(1) 再就職等で引き続き勤務し、健康保険制度が適用される場合（上図①、②）

上図②に該当する場合は、新たな職場で健康保険制度の加入手続きを行ってください（健康保険制度の加入の有無は必ず確認してください）。

なお、上図①の場合は退職後も引き続き共済組合員となりますので手続き不要です。

(2) ご自身で健康保険制度の加入手続きが必要な場合（上図③、④、⑤）

上図③、④、⑤のとおり、再就職しない場合や、再就職先で健康保険制度の適用がない場合は、ご自身で加入制度を選択し、その加入手続きを行ってください。

《各制度の特徴》

③家族の加入する健康保険制度の被扶養者

保険料は無料または低額ですが、被扶養者の条件を満たす必要があるため、家族が加入する健康保険組合に確認してください。（収入限度額 130 万円未満や同居等）

④任意継続組合員制度

1年と1日以上組合員である方が、退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」を提出した場合に加入することができます。（最長2年間）

⑤国民健康保険制度

お住まいの市区町村の窓口で加入手続きを行います。保険料は加入する世帯や前年の所得などにより決まります。

《加入制度の選択方法》

③は保険料が無料（低額）となり、一番有利な制度になりますが、条件を満たすか否かの確認が必要です。条件を満たさない場合は、④か⑤のいずれかに加入することになります。

④と⑤については、保険料の差や医療給付の内容から、ご自身にあった制度を選択してください。

2 任意継続組合員制度の概要

退職後、掛金を納めていただくことで、2年間を限度として、引き続き、休業給付を除く短期給付事業と一部の福祉事業（特定健康診査、特定保健指導）を受けることができる制度です。

健康保険に係る制度であるため、年金制度（国民年金）の適用はありません。

3 資格取得

次の①、②の条件を満たすとき、資格取得の申出ができます。

任意継続組合員の資格取得の条件

- ① 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員である。
- ② 「任意継続組合員申出書」を退職の日から起算して20日以内に提出し、掛金を払い込む。

4 資格喪失

次のいずれかに該当したとき、資格喪失となります。

任意継続組合員資格喪失事由

- ① 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき
 - ② 死亡したとき
 - ③ 任意継続掛金を払込期日までに納入しなかったとき
 - ④ 「任意継続組合員資格喪失申出書」が受理された月の末日に達したとき
 - ⑤ 就職等により他の健康保険の被保険者になったとき
 - ⑥ 後期高齢者医療保険制度の被保険者になったとき
- ※ ④を除く資格喪失事由に該当したときはご自身の意思に関わらず、資格喪失となります。

5 掛金

任意継続掛金額は以下の式で計算します。40歳以上65歳未満の方は短期掛金に加え、介護掛金も併せて納付することになります。

$$\text{任意継続掛金の標準報酬月額} \times \text{掛金率} = \text{任意継続掛金（円位未満切捨て）}$$

任意継続掛金の標準報酬月額	掛金率（令和3年度）
以下の①、②のうちいずれか低い額	○ 短期掛金
①退職時の標準報酬月額	84.20 / 1,000
②前年度9月30日おける当共済組合全組合員の平均標準報酬月額 （令和2年度410,000円）	○ 介護掛金
	17.8 / 1,000
	（介護掛金は40歳以上65歳未満の方）

- ※ 平均標準報酬月額と掛金率は年度ごとに見直しがあります。
2年目以降の掛金額は変更される場合があります。

(1) 掛金の納入方法

① 12か月前納

加入時に12か月分を一括で納入します。(年1回払い)

② 6か月前納

加入時に6か月分を納入し、半年後に6か月分納入します。(年2回払い)

③ 各月納付

1か月分の掛金を毎月納入します。

※ 掛金は前納する(12か月または6か月)ことで、前納割引を受けることができます。

※ 資格を喪失した場合、前納掛金のうち未経過期間に係る掛金は請求により還付します。

6 被扶養者の認定

退職時に被扶養者として認定されていた方で、任意継続組合員の資格取得後も次の要件を備える場合、認定を継続できます。

被扶養者の認定要件

(1) 身分関係

組合員と一定の身分関係にあり、主として組合員の収入によって生計を維持している者

① 組合員の配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む)、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

② 組合員と同一世帯に属する次の者

- ・①に掲げる者以外の三親等以内の親族
- ・組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母および子

(2) 組合員との生計維持関係

健康保険の被保険者でない方で、組合員が主たる扶養者である以下の収入限度内の者

① 恒常的な収入が年額130万円未満の者

(月額108,334円以上の収入を3月連続して得た場合や、雇用保険の日額3,612円以上の給付を受給している場合は収入超過となります。)

② 公的年金等の受給者で収入が年額180万円未満の者(障害・遺族を含む)

(月額15万円以上は収入超過となります。)

※ 収入は恒常的な収入を指し、退職金等の一時的な収入は含みません。

年金(個人年金含む)、アルバイト収入、パート収入、事業収入、農業収入、雇用保険の給付、株の譲渡収入や配当金、傷病手当金 等

所得税法上の所得とは異なり、非課税の障害年金、遺族年金、通勤手当等も収入に含みます。

※ 任意継続組合員期間中に、新規認定の該当者が生じた場合、要件を備えた日から認定するには30日以内の手続きが必要となりますので、詳細は共済組合へお問い合わせください。

※ 被扶養者の認定を受けている者のうち、就職等により認定要件を満たさなくなったときは、共済組合に連絡してください。

7 加入時・加入後の手続き

加入時の手続き

(1) 「任意継続組合員申出書」の提出

任意継続組合員申出書に必要事項を記入し、当共済組合へ提出してください。受付後、掛金振込の案内をします。

※ 申出書の提出後に就職・家族の被扶養者になる等が決まり、キャンセルする場合は、掛金を振り込まず、当共済組合までキャンセルの連絡を必ずしてください。



(2) 任意継続掛金の振込

掛金を期限(※1)までに納付してください。

(※1) 任意継続組合員申出書の提出および掛金の振込期限は退職の日から起算して20日以内



(3) 任意継続組合員証等の発行

掛金の入金を確認後、任意継続組合員証や被扶養者証等をご自宅へ送付します。

※ 現職時とは組合員番号が異なり、「B+6桁数字」となります。

任意継続組合員になる場合も現職時の組合員証等は所属所へ返納してください。

加入後の手続き

(1) 就職等により新たな健康保険制度に加入したとき

就職日(健康保険が適用となった日)が資格喪失日となります。前納掛金がある場合、未経過分を還付します。

【提出書類】 任意継続掛金還付請求書
新しい健康保険証の写し(本人分のみで可)
任意継続組合員証等

※ 月途中の就職の場合、当月分以降の掛金を還付します。

ただし、4/1 資格取得、4/2 資格喪失のような同月喪失の場合、4月分の掛金は還付しません。

(注 再就職で加入する健康保険制度が公立学校共済組合の場合は還付します。)

(2) 国民健康保険制度に加入または家族の健康保険の被扶養者となるとき

国民健康保険または家族の被扶養者となることを希望する月の前月末日までに共済組合に資格喪失の申出をしてください。就職時と同様に前納掛金がある場合、未経過分を還付します。

【提出書類】 任意継続組合員資格喪失申出書
任意継続掛金還付請求書

※ 任意継続組合員証等は次の健康保険制度に加入後、速やかに返納してください。

(3) 任意継続組合員掛金徴収証明書の送付

1月1日から12月31日までの間に納入された任意継続掛金(短期掛金および介護掛金)徴収額の証明書を送付します。

送付時期は11月頃(各月納付者は翌年1月頃)に送付します。

所得税の確定申告をされる場合や、就労されている方は就職先での所得税の年末調整の際に社会保険料控除の証明書として使用してください。

(4) 任意継続組合員証等の記載事項等変更

氏名や住所等に変更があった場合、在職中と同様に変更手続きを行ってください。

入院等により「限度額適用認定証」の交付が必要となる場合も交付申請をしてください。

様式はホームページに掲載しています。(所属所の証明欄は記入不要)

(5) 2年目の継続加入手続き

1年目の年度末までに翌年度の掛金額をお知らせし、継続加入の意思確認を行います。

① 継続加入を希望しない場合

意思確認の際に送付する「任意継続組合員資格喪失申出書」を共済組合へ提出してください。申出書の受付後、「組合員資格喪失証明書」を交付しますので、次の健康保険制度(国民健康保険等)への加入手続きに使用してください。

② 継続加入を希望する場合

2年目の掛金の納入が必要となります。掛金の納入についての詳細は意思確認を行う際に別途ご案内します。

8 資格喪失後の給付

組合員資格喪失後も以下の給付が受けられます。該当する場合は共済組合にお問い合わせください。(出産費、傷病手当金、出産手当金は退職日まで1年以上組合員であった者が対象)

なお、休業給付(傷病手当金、出産手当金)は退職時に要件を満たす場合に支給されます。

給付名称	給付条件	給付内容
出産費	組合員資格喪失後6月以内に組合員が出産したとき	404,000円 ※産科医療補償制度の対象となる分娩のときは420,000円
埋葬料	組合員資格喪失後3月以内に組合員が死亡したとき	50,000円
傷病手当金	組合員が病気や負傷により勤務できなくなり、退職したとき	給付日額=標準報酬日額×2/3 ※月の土日を除き、最長1年6月間 年金との調整あり
出産手当金	出産の日以前42日から出産の日後56日までの間退職時に出産手当金を受けているとき	給付日額=標準報酬日額×2/3 ※月の土日を除き、退職しなかったとしたならば受けることができた期間

問い合わせ先

医療保険制度、年金制度等の問い合わせは以下にお願いします。

退職後、年金待機者や年金受給者となられた方は本部の相談電話も利用できます。

年金の定期支給日等は電話が混み合い、繋がらない場合があります。ご了承ください。

公立学校共済組合滋賀支部

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県教育委員会事務局教職員課健康福利室内

公立学校共済組合滋賀支部 資格給付係

TEL 077-528-4553 077-528-4554

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

<https://www.kouritu.or.jp/shiga/>



公立学校共済組合本部

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-9-5

公立学校共済組合本部 年金部

TEL 03-5259-1122(年金相談専用電話)

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分

<https://www.kouritu.or.jp/>



滋賀県内の年金事務所(参考)

事務所名	所在地	電話番号	所管地域
大津年金事務所	〒520-0806 大津市打出浜13-5	077-521-1184	大津市、高島市
草津年金事務所	〒525-0025 草津市西渋川1-16-35	077-567-1311	草津市、近江八幡市、守山市、 栗東市、甲賀市、野洲市、 湖南市、蒲生郡
彦根年金事務所	〒522-8540 彦根市外町169-6	0749-23-1116	彦根市、長浜市、東近江市、 米原市、愛知郡、犬上郡
街角の年金相談 センター草津	〒525-0026 草津市渋川1-1-50 近鉄百貨店草津店5階	電話相談なし	